

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1760号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（規則第6-1043号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(加算額等) 第4条 (略) 2 (略) 3 一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万3,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>2万円</u> (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万6,000円</u> (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万3,000円</u> (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万8,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万3,000円</u> (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>4万8,000円</u> (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>5万3,000円</u> (10) 2,500キロメートル以上 <u>5万8,000円</u> 附 則 1 (略) <u>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</u> 2 <u>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第13項の規定により読み替えられた一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。</u>	(加算額等) 第4条 (略) 2 (略) 3 一般職員給与条例第19条第2項及び市町村立学校職員給与条例第22条第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>1万2,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>1万8,000円</u> (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>2万4,000円</u> (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>3万円</u> (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>3万5,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>4万円</u> (8) 1,500キロメートル以上 <u>4万5,000円</u> 附 則 1 (略) <u>(経過措置)</u> 2 <u>この規則の施行の日から15日を経過するまでの間において、一般職員条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至った職員に関する第9条の規定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「この規則の施行の日から30日」とする。</u>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。